

輸出物品販売場制度 リファンド方式に関するQ&A

- 制度の概要・申請

	カテゴリ	質問	回答
1	概要	リファンド方式の概要を教えてください。	<p>輸出物品販売場（免税店）制度は、リファンド方式に変更となります。 主なポイントは以下の通りです。</p> <p><施行日> 2026年11月1日</p> <p><フロー></p> <ol style="list-style-type: none">①免税店は、外国人旅行者等の免税購入対象者に所定の手続きを行い、税込価格（課税）で免税対象物品を販売、購入記録情報を送信する。②購入者は、購入日から90日以内の出国時に税関で購入品の持出し確認を受ける。③税関が持出しを確認した旨の情報（税関確認情報）が提供される。④免税店が購入記録情報及び税関確認情報を保存することで、免税販売が成立する。⑤免税店は、免税購入対象者に消費税相当額を返金（リファンド）する。
2	適用時期	リファンド方式での手続きは、2026年11月1日の何時から適用になりますか。	<p>2026年11月1日午前0時以降の購入から適用されます。</p> <p>※ただし、午前0時から一定の時間帯までを前日分の売上として計上とするような運用を行っている事業者の場合、一定の時間帯までを現行制度に基づく手続を行うことも可能です。</p>

	カテゴリ	質問	回答
3	店舗対応	リファンド方式での免税店が行う手続きの流れを教えてください。	<p>リファンド方式における免税店の手続きは以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①購入者から旅券等の提示を受ける ②提示を受けた旅券等（日本人一時帰国者の場合は旅券と確認書類）に記載された情報により、免税購入対象者であることを確認。 ③購入者に説明事項を説明 ④免税対象物品を購入者へ引き渡し、税込みで販売する。 ※消耗品の特殊梱包は不要 ⑤速やかに購入記録情報を送信する。 ⑥購入者が免税対象物品を持出した旨の確認を受けた際に登録される「税関確認情報」を取得する。 ⑦購入記録情報及び税関確認情報を保存する（＝免税販売成立）。 ⑧税込みで販売した物品の消費税相当額を購入者に返金する。
4	説明事項	現在、免税店が購入者に対して説明すべき事項が定められていますが、リファンド方式では説明すべき事項に変更や追加はありますか。	<p>免税手続きにあたって、免税店が購入者に説明すべき事項は以下の3点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入日から90日以内の出国時に旅券を提示すること ・税関の求めに応じて免税購入品を提示すること ・税関の確認を受けた物品を輸出しなかった場合には、消費税相当額を徴収され、罰則の対象となること
5	免税店申請	現在、一般型免税店として許可を得て免税販売を行っています。リファンド方式移行にあたり、許可区分に変更があるそうですが、許可の再申請は必要でしょうか。	<p>リファンド方式では、一般型免税店と手続委託型免税店の区分が廃止され、一般型免税店に統合されます。現行制度において一般型免税店の許可を受けている場合は2026年11月1日以降も一般型免税店の許可を受けたものと見なされます。そのため、再申請は不要です。</p>
6	免税店変更申請	リファンド方式移行の免税店の移転について申請手続きが簡素化されるとのようですが、詳細を教えてください。	<p>現行制度での免税店の移転については、移転前の免税店許可については「廃止届」を提出し、移転後の店舗については新たに許可を取得する必要があります。リファンド方式では、「輸出物品販売場等変更届出書」を移転する日の前日までに所轄の税務署へ提出することで、免税店の許可を得たまま移転をすることができます。</p>